

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和5年度)

施設 の 名 称	宮城県介護研修センター
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 ( 室 )	宮城県保健福祉部長寿社会政策課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成24年 4月 ~ 平成27年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成27年 4月 ~ 令和 2年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和 2年 4月 ~ 令和 6年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指 定 期 間	令和2年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (4か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県介護研修センター	
所 在 地	大崎市鹿島台平渡字上屋敷19-7	
設 置 年 月	平成6年 4月	
根 拠 条 例 等	介護研修センター条例(平成17年宮城県条例第114号)	
設 置 目 的	介護に関する研修、相談等を行い、その知識及び技術の普及に資すること	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	1,485,60㎡
	構 造	SRC(鉄骨鉄筋コンクリート構造)
	内 容	相談室、図書資料室、研修室、会議室、福祉用具展示室、宿泊室
開 館 ( 所 ) 日	日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日	
開 館 ( 所 ) 時 間	午前 9時00分 ~ 午後 5時00分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	1 施設全体の管理運営業務 2 施設の運営業務 3 施設全体の維持管理業務 4 使用料の徴収業務 5 その他当該施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
開館(所)日数	243 日	242 日	243 日	100.0%	100.4%
延べ利用者数	2,205 人	2,341 人	2,585 人	117.2%	110.4%

  

(2) 延べ利用者数の内訳					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
介護講座等受講者	2,105 人	1,622 人	2,077 人	98.7%	128.1%
展示室見学者(スポット講座含む)	120 人	145 人	167 人	139.2%	115.2%
宿泊者	50 人	51 人	70 人	140.0%	137.3%
福祉用具相談支援	100 人	155 人	137 人	137.0%	88.4%
その他(会場貸出等)	80 人	368 人	134 人	167.5%	36.4%
合 計	2,455 人	2,341 人	2,585 人	105.3%	110.4%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入 <span style="float: right;">(単位:千円、%)</span>					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
県指定管理料	33,420	33,420	33,420	100.0%	100.0%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	70	0	-	0.0%
収入計 (a)	33,420	33,490	33,420	100.0%	99.8%

  

(2) 支出					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
人件費	22,828	24,652	20,820	91.2%	84.5%
施設管理費	4,179	4,884	4,538	108.6%	92.9%
事業運営費	5,128	3,013	5,656	110.3%	187.7%
その他	1,285	1,355	1,285	100.0%	94.8%
支出計 (b)	33,420	33,904	32,299	96.6%	95.3%

  

(3) 収支					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
収 支 (c)=(a)-(b)	0	-414	1,121	-	270.8%
前期繰越収支差額	6,547	6,961	6,547	100.0%	94.1%
次期繰越収支差額	6,547	6,547	7,668	117.1%	117.1%

6. 評価対象年度(令和5年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに法人の諸規定に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行った。また、年度協定における人員配置計画に基づき必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めた。		年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、業務水準を維持しつつ、計画どおり実施することができた。 管理運営をするための標準人員定数配置に基づき運営を行い、施設の効用を最大限に発揮できるよう、個々の能力を活かし、互いの業務内容をカバーしながら効率的かつ効果的な運営に努めることができた。		A	施設の効用を最大限に発揮できるよう、互いの業務内容をカバーしながら効率的かつ効果的な運営を実施したと認められる。	A
人員体制	正規	3人	非正規	2人			
②施設・設備の維持管理業務の実施	継続的、安定的に機能の保全が図られるよう、専門知識を有する業者へ委託し、適切な点検等を定期に実施した。また、職員による消防設備点検を毎月実施し、不具合・異常箇所の把握に努めた。そのほか、水道メーター交換、樹木の選定、除草作業を随時実施した。		施設・設備の維持管理業務については、指定管理に関する管理運営業務仕様書に基づき、定期的な保守・点検・整備を行い支障をきたさず、事業(講座・研修)実施できた。		A	施設・設備の維持管理業務については、指定管理に関する管理運営業務仕様書に基づき、定期的な保守・点検・整備により、事業(講座・研修)に支障が出ないよう管理することができたと認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	上記「4.施設利用実績」のとおり 1 介護講座等研修事業 ・介護講座 ・福祉用具活用研修 ・認知症介護実践者等養成研修事業(受託) 2 福祉用具相談支援 ・重度障害者コミュニケーション機器等導入支援業務(受託)含む		研修事業全体の参加者数は前年度より増加している。介護講座は研修全体の構成を見直し、前年度よりテーマ・講師の4割の変更を行った結果、受託研修を除けば、対計画比は100%を超えニーズと合致した研修を行えた。 福祉用具相談支援の訪問件数は前年度より減少しているが、対計画比は100%を超え、地域の障害を持つ方に対して継続的な支援を行えた。		A	指定管理業務に加え、県が委託した各種研修も適切かつ効果的に実施したと認められる。	A
④自主事業の実施	実施なし		—				
⑤利用者サービスの向上	多くの方が情報を得やすいホームページを活用した。介護講座は年間予定を郵送にて関係機関へ通知した。またFAXに加え、ホームページから入力できる申込フォームを利用し、受付を行った。 専門職種向けの研修等については、平日の参加が難しいため、土曜日の開催するなど利用促進に努めた。		介護講座での申込フォーム利用者は約30%となった。申込者の利便性に合わせた方法を選択してもらうことで、利用者サービスを向上することができた。 事前のキャンセル状況を分析し、申込受付数の調整をすることで、キャンセル待ち対応を行わず受講ができるようになった。 アンケート、参加者の属性等を分析し、テーマや内容についてのニーズの把握し、利用者サービスの向上に努めることができた。		A	介護講座の申込みについて、ホームページから申込み可能な体制を整え、利用者に対するサービス向上が図られたと認められる。 また、キャンセル見込みを踏まえた申込受付数を設定することで利用者のキャンセル待ちを減らすなど、利用者に配慮した取組がなされていると判断できる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	受託事業の認知症介護実践者等養成研修事業について2件の要望・苦情があり、内容について担当者会議等で県・研修関係者への説明し課題の共有を図った。		1件は研修地域についての要望があった。受講料への影響から大幅な見直しは行えないが、次年度計画への反映を検討する必要があるがあった。 もう1件は、苦情内容について県・講師らと受講生の多様化についての現状を共有し、今後の研修に活かしてもらえるように努めた。		A	要望・苦情については、迅速かつ適切に対応し、解決済である。また、研修内容に対する苦情については、内容を次回以降の研修に活かしており、適切に対応していると認められる。	A
⑦安全対策	利用者の安全を確保するため、防災訓練のほか、職員による日中の巡視及び業務委託警備による夜間定時巡回を実施した。また、研修・講座開催時には、オリエンテーションの際に必ず受講者へ非常時の説明を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組として、受講者へ基本的な感染対策の徹底を求めた。		法人共通の危機管理計画に基づきリスク管理のほか、消防計画に基づき受講者を第一とした安全配慮についても職員が情報共有して対応することができた。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組については、受講者からの協力も得ることができ、対策を徹底することができた。		A	無事故、無過失であり、防災訓練を実施するなど、適切な対策がなされていると認められる。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組についても、適切な対策がなされており、クラスターが発生することはなかった。	A
⑧県民の平等利用	基本は多くの方が情報を得やすいように、ホームページによる情報提供を継続した。介護講座の認知度を向上させるため年度当初に関係機関へ案内を郵送した。 認知症介護実践者等養成研修事業では、昨年度より変更した一括申込(参加希望期間を複数選択できるような要領へ変更)を継続した。		ホームページや郵送等を通じ広く情報提供できた。また、申込方法をFAXのほか、ホームページから入力できる申込フォームを設置することで、多様なニーズに対応し、県民の平等利用を促進できた。 受講定員の超過による受講者の偏りについては、概ね定員を超える申し込みがあったが、事業所ごとの大きな偏りはなく、参加数の調整は不要であった。 認知症介護実践者等養成研修事業では研修時期ごとの変動と選外者を減少させることができた。		A	研修の受付方法の工夫や、会場設営の工夫がなされており、県民に対する平等な利用に配慮していると認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	研修申込により知り得た個人情報については、研修目的以外には利用しないことを申込書類へ記載しているほか、館内にも掲示している。	宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程に基づき個人情報は適切に管理した。	A	宮城県社会福祉協議会の個人情報・特定個人情報保護規程により、個人情報は適正に取り扱われていると認められる。	A
⑩利用実績	上記「4.施設利用実績」のとおり	介護講座参加者数は増加しているが、参加者の地域として県仙台圏域南部・仙南圏域が極端に少なく移動距離・時間が障壁であると考えられるため、オンライン等の企画も一部検討する必要がある。 福祉用具相談では、支援機関及び支援者の地域が限定され、相談件数はやや減少している状況があるため、関係機関や中核病院に対して支援活動に加え、専門職の技術習得向上に努めている。	A	福祉用具相談では、前年度と比べて相談件数が減少したものの、事業計画で定めた件数は上回る成果を上げることができた。 一方で、介護講座参加者数は、前年度と比べると増加しているが、計画値までは届かなかった。参加者の地域の偏りが課題となっていることから、オンライン等の手段も含めて検討を行う必要がある。	B
⑪収支実績	上記「5.管理運営収支実績」のとおり	限られた人員及び予算での経営を念頭に、適切なセンター運営に努めた。	A	光熱水費を中心とした物価高騰の影響もあり、施設管理費及び事業運営費は増加しているものの、全体としては経費削減に努めたと認められる。	A
⑫その他の取組	冷暖房の適正管理、電気水道等の節約・効率使用等を実践した。	不要部分の消灯及び冷暖房の適正な温度管理のほか、休憩時に参加者へ温度調整等の確認も行い、環境配慮を推進することができた。	A	利用者にも配慮しながら、不要部分の消灯や冷暖房などの適正管理を行い、環境配慮を推進したと認められる。	A
総合評価		業務水準を低下させることなく、また、遅滞なく業務を遂行した。	A	介護講座の申込みについて、ホームページから申込み可能な体制を整えるなど、利用者に対するサービス向上や受講者数の確保のための工夫が行われていた。感染症拡大防止策を講じた上で各種事業が実施されているほか、施設の管理運営も適正に実施されているものと評価できる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	研修を通じた技術習得の場として引き続きニーズに即した良質な企画運営に加え、深刻な課題となっている人材不足解消と職場定着に資する取組が求められている。 また、福祉用具の相談支援は、各種制度の狭間で対応が難しい場合や障害が重度で一般事業者では対応が困難なケースが多く、セーフティネットの役割を果たしている。県立機関として公共性・中立性を念頭に生活環境支援の専門機能を維持・継続していくことで存在意義を強調する必要がある。 令和6年4月より船形の郷内に移転し、新たな地域での事業展開となる。地域関係機関に対する認知度向上とともに信頼関係を構築していく必要がある。	各種研修等の事業の実施に当たっては、企画、周知、申込み、研修実施などの各段階において、引き続き、利用者の満足度が高まるよう、適正かつ効率的な運営を求める。 また、公共性、広域性、中立性の方針により、他の機関では対応が行き届かない領域において、一過性ではない専門的支援の展開とともに、近年、深刻な課題となっている介護人材不足解消に資する取組についても強く期待する。 令和6年4月から船形の郷へ移転したことから、円滑な事業実施に努めるとともに、今後は、障害福祉関係事業との連携や、高齢者介護と障害者介護の双方に精通した人材の養成も期待する。